



2025年2月20日

各 位

会 社 名 株式会社ツムラ  
代 表 者 名 代表取締役社長CEO 加藤 照和  
(コード番号 4540 東証プライム)  
問 合 せ 先 コーポレート・コミュニケーション室長 北村 誠  
電 話 TEL 03-6361-7100

### 自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2025年2月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、株主様による当社株式の円滑な売却の実現とともに、株主層の拡大及び多様化並びに更なる株式流動性の向上を目的として、2025年2月20日開催の取締役会において当社株式の売出し(以下「本売出し」という。)を決議いたしました。今般、株主還元の強化と資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とするため、並びに、本売出しに伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を行うものであります。

#### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,465,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する割合1.91%)  |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 50億円(上限)  |
| (4) 取得期間       | 本売出しに係る売出価格等決定日(2025年3月3日(月)から2025年3月5日(水)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。))に応じて定まる本売出しの受渡期日の翌営業日(売出価格等決定日の6営業日後の日)から2025年8月29日(金)まで((注)2.) |
| (5) 取得方法       | 株式会社東京証券取引所における市場買付け  |

- (注) 1. 市場動向等により一部又は全部の取得が行われない場合があります。  
2. 売出価格等決定日が2025年3月3日(月)の場合、「2025年3月11日(火)から2025年8月29日(金)まで」  
売出価格等決定日が2025年3月4日(火)の場合、「2025年3月12日(水)から2025年8月29日(金)まで」

売出価格等決定日が2025年3月5日（水）の場合、「2025年3月13日（木）から2025年8月29日（金）まで」

（ご参考）

2025年1月31日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く。） 76,528,060株

自己株式数 230,302株

（注）上記自己株式には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託として保有する自己株式583,727株は含まれておりません。

ご注意：

この文書は当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為のために作成されたものではありません。

投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）は引受証券会社より入手することができます。

また、本記者発表文は、米国における証券の募集を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券にかかる売付け又は勧誘を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる米国証券法に基づいて作成される目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国における証券の公募は行われません。